

第7節 教育職員免許法施行法による免許状の取得

【施行法第2条】

次の表の左欄に掲げる者は、教育職員検定により、それぞれの右欄に掲げる免許状を取得することができる。

【施行法第2条第1項の表第20号の2・第20号の4、施行法施行規則第2条】

基 礎 資 格	取 得 可 能 な 免 許 状	
	免許状の種類	教 科
電波法（昭和25年法律第131号）第40条の規定による第1級総合無線通信士又は第1級陸上無線技術士の資格を有し、3年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められる者	中学校教諭2種免許状	職 業
	高等学校教諭1種免許状	工 業
船舶職員法（昭和26年法律第149号）第5条の規定による3級海技士（航海）又は3級海技士（機関）の海技免許を有し、5年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められる者	中学校教諭2種免許状	職 業
	高等学校教諭1種免許状	商 船